佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程(昭和36年佐賀県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県議会議長 石 倉 秀 郷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
(事務の委任)			(事務の委任)			
第7条 議長は、次の表に定めるところにより、事務の委任を行う。			第7条 議長は、次の表に定めるところにより、事務の委任を行う。			
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容		事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関	略			旅行命令に関	略	
する事務				する事務		
				時間外勤務の	<u>課長</u>	課に所属する職員の時間
				命令に関する		<u>外勤務の命令に関するこ</u>
				<u>事務</u>		<u> </u>
年次休暇等の	略			年次休暇等の	略	
願の処理に関				願の処理に関		
する事務				する事務		
略				略		

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。